

事業主 松野晃典

資本金 約五千円

事業 靴製造販賣業

企業系統 ナシ

使用労働者 二十名 (松野商店通勤職工男八名、
自定作業員女工男三名)

労働者側

爭議参加者 十七名

同組参加者 全員

交渉組合 東京靴工同志会

四發生ノ時 四月三十日

五發生ノ原因

附属品ノ騰貴ニ依リ労働者ハ工賃ニ割値上ヲ要求セルカクシ

拒絶セルニ因ル

六要求事項並交渉状況

労働者側ハ四月三十日左記六項目ノ要求ヲ提出シ事業主ト交渉
セルニ第三五項ヲ承認、第五項ハ考慮、第一二四項ハ之レヲ
拒絶スル旨ノ回答ヲ為シタル為メ五月一日ヨリ罷業ニ入ル

記

一工賃ニ割値上スルコト

二十日二十五日ノ締切ヲ十四日、三十日ニスルコト

三仕事ノコトニ付二度ノ無駄是ヲサセヌコト

四時貸ヲ五日ト十日、二十日、二十五日トスルコト

五見本及一足ニハ倍額ノ手間賃ニスルコト

六工賃度入帖ニ單價ヲ記入スルコト及締切ハリヲ明確ニスル

コト

六経過

労働者側

従業員ハ五月一日ヨリ罷業ニ入り東京靴工同志会を後、下